

若いパワーみなぎる われら植木の継承者

植木は苗木から育てても出荷まで最短でも4年から5年
はかかると言われています。

米作り、野菜作り農家と同様、植木農家もまた、後継者
不足は深刻です。

「先輩方の築いた、植木のまち匝瑳の伝統を引き継ぎ、
多くの人たちに喜ばれる植木を出荷したい」と意気込みを
語る若き経営者のパワー全開です。



造形技術研鑽のため植木共進会を視察する

(左)伊藤 清さん(共興地区 登戸) (右)嶋田 真大さん(栄地区 川辺)

新年のごあいさつ



匝瑳市農業委員会

会長 大木 一夫

新年明けましておめでとうございます。皆様
には、平素より当農業委員会の活動にご理解と
ご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、昨年の7月21日、農業委員改選後の初
総会におきまして、引き続き会長という重責を
担うことになり、その責任の重大さを強く感じ
ております。

また、今年の4月1日から農業委員会法の改
正により、委員は公選から市町村長の任命制に
変更、委員の過半数は認定農業者とすること、
委員の定数を現行の半分程度とすること、その
他、新たに、農地利用最適化推進委員を設ける
ことなどが改正内容となっております。

農業委員会といたしましては、この法律の改
正により、担い手への農地利用の集積や集約化、
耕作放棄地等の発生防止や解消に繋がることを
期待しています。

また、我が国の農業を取りまく現状は、農業
従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の拡大
や食料自給率の低下等厳しい状況に置かれてい
ます。また、TPP交渉についても、閣僚会合で
大筋合意されたことにより、農業経営がさらに
厳しい状況に置かれる可能性が見受けられます。

当農業委員会においては、これらの状況を踏
まえ、農業委員が一丸となって、農業の振興並び
に農地の守り手となり、農業の堅持に取り組ん
でまいりますので、皆様のご理解とご協力をお
願い申し上げます。新年のご挨拶いたします。

農業に関することは、 私たちにご相談ください。

任期／平成27年7月20日から平成30年7月19日まで



【副会長】
渡邊 弘仁
(公選)



【会長職務代理者】
太田 忠治
(公選)



【会長】
大木 一夫
(公選)



大木 章寿
(公選)



安藤 幸春
(公選)



塚本 繁雄
(公選)



穴澤 久男
(公選)



佐藤 正剛
(公選)



石田 利之
(選任：農業共済組合推薦)



今井 睦子
(公選)



郡司 武幸
(公選)



石毛甲子男
(選任：土地改良区推薦)



佐藤 喜巳
(公選)



伊藤 喜信
(公選)



山崎 幸治
(公選)



椎名 正和
(選任：農業協同組合推薦)



【農地銀行会長】
伊藤 栄治 (公選)



大木 文雄
(公選)



【運営委員長】
菱木 信治 (公選)



【農政委員長】
川口 京子 (公選)



【農地委員長】
熱田 幸子 (公選)



大木 寛
(公選)



久古 浩二
(公選)

※会長・会長職務代理者及び副会長以降の掲載は議席番号順



伊藤 定夫
(選任：議会推薦)



鈴木 正夫
(選任：議会推薦)



椎名 勝英
(選任：議会推薦)



石井 敏雄
(選任：議会推薦)

農業委員会 活動報告 (改選後)

農業委員会活動

7月

5日 農業委員選挙(無投票)

6日 農業委員当選証書交付式

21日 農業委員選任委員辞令交付式(農協・共済・土地改良区推薦)

農業委員会初総会

28日 新任農業委員研修会

10月

7日

山武・海匝ブロック別農業委員研修会

海匝農業委員会交流会

(銚子・旭・匝瑳)

29日 匝瑳市長へ建議書を提出

11月

6日 経営力強化・農地集積促進シンポジウム

8日 第10回そうさ農業まつり

9日 農業委員選任委員辞令交付式(議会推薦)

16日 農地中間管理事業に関する研修会

毎月

農業委員会定例会・書類審査

(農地権利移動・農地転用ほか)



昨年の委員会活動については、毎月、書類審査定例総会を行った他、各種の視察研修やイベントへ参加しました。

定例総会では、平成27年度農業行政と農業関連予算編成に関する建議書を匝瑳市長・千葉県知事へ提出をいたしました。(建議書については、匝瑳市ホームページをご覧ください。)

海匝地区農業委員会連合視察研修会

10月7日道の駅「季楽里あさひ」を視察。道の駅整備事業の目的とコンセプトについて研修を受けました。

経営力強化・農地集積促進シンポジウム

11月9日千葉市「青葉の森公園芸術文化ホール」において開催。

匝瑳市農業委員として尽力された、熊切清氏(飯高地区)が平成27年度農業経営基盤強化促進功労者知事感謝状を授与されました。

農業者年金に

加入しませんか



☆農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

☆保険料は自分で選べ、いつでも見直してできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

☆終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給します。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。
独立行政法人農業者年金基金 TEL 03・3502・3942(企画調整室)

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門誌です。毎週金曜日発行 購読料月700円(送料税込)購読の申し込みは農業委員会にて受け付けています。



農業委員会法の改正

農業委員会等に関する法律の一部が改正され平成28年4月1日から施行されます。

これにより、農業委員会業務は農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進をより重点的に

行うこととなります。主な改正内容は次の3点です。

- ① 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更
- ② 農地利用最適化推進委員の新設
- ③ 農業委員会ネットワーク機構の創設

※法改正により、毎年行っていた農業委員会委員選挙人名簿の調製は廃止されました。

● 農地中間管理機構

農地の出し手を募集中です

規模を拡大したい担い手に貸し付ける農業振興地域の農地を探しています。農業からのリタイアを考えている、相続した農地の管理に困っている、水田をやめて畑に専念したいなどで、貸したい農地がある方は、農地のある市町村又は、公益社団法人

一定の要件を満たすと地域や農地の出し手に協力が支払われます

地域の農地の一定割合(2割以上)を、機構に貸す場合、その集落などに、地域集積協力が支払われます。協力の使い道は、担い手や集落の農地所有者などと市町村で協議し、地域の発展につながると考えられる範囲で自由に決めることができます(例 共同利用するトラクター等の農業機械を購入)。平成27年度の交付単価は地域内農地の貸付割合に応じて、10アール当たり2万円から3万6千円となっています。

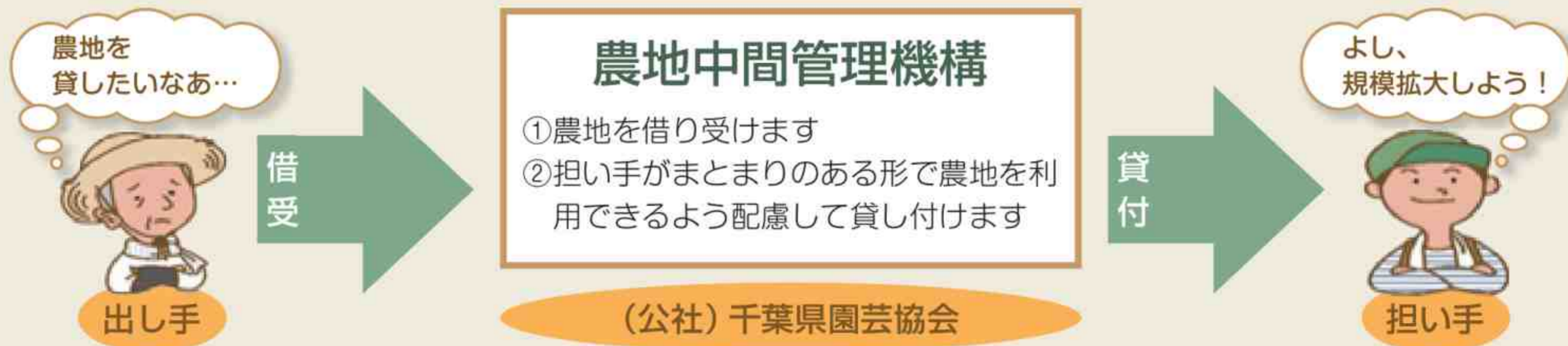
人千葉県園芸協会(農地中間管理機構)に御相談ください。機構が農地の受け手を探します。また、賃料の徴収、支払いは原則機構が行います。貸付けを希望する受け手がいる場合も御相談ください。

金が貸付面積に応じて、一戸当たり、30万円から70万円の範囲で、支払われる場合があります。なお、遊休農地の所有者は対象外となります(東日本大震災の津波被災地域除く)。

その他に、連続する2筆以上の農地などを貸し付けると平成27年度の交付単価で、10アール当たり2万円が支払われる耕作者集積協力金もあります。

詳細は市役所産業振興課(電話73・0089)または、公益社団法人千葉県園芸協会農地部(電話043・223・3011)までお気軽にお問い合わせください。

【農地中間管理事業の仕組み】(農業振興地域の農地などに限ります)



農地の適正な管理をお願いします

遊休農地は、雑草雑木の繁茂や害虫の発生、更に荒廃が進むことで有害獣の住処や、ゴミの不法投棄の原因となる可能性があります。周りで耕作をしている農業者に迷惑を及ぼすこととなり、農地所有者においては、自分の農地は責任を持って管理し、他人に迷惑を及ぼさないようにしてください。

農地法では、「農地について所有権または賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならぬ」となっています。